

生活保護法による住宅扶助代理納付申込書

福祉事務所受付

(宛先)
松山市福祉事務所長

令和 7年 3月 1日

(家主等)

住所 松山市二春町四丁目7-2

(法人名) 有限会社 松山高会

氏名(役職、代表者) 代表取締役 松山 太郎

担当(連絡先) 089-948-6397

下記の注意事項を理解し、住宅扶助費の代理納付を申し込みます。

借借人氏名	愛媛 次郎						
住所	松山市 三春町三丁目3-3						
方書	マツヤマハイツ101号						
家賃実額	32,000 円 * 共益費等を含まない額を記入						
振込口座	金融機関名	松山	銀行 信用金庫 農協 信用組合	二春町	本店 支店 出張所		
	口座種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)	1	2	3	4
	フリガナ 口座名義人	ユ、マツヤマショウカイ ダイヒョウトリシマリヤク マツヤマ クロウ (有) 松山高会 代表取締役 松山 太郎					

添付書類

* 賃貸借契約書(写し)

(2) 振込口座が家主等以外の場合

集金・管理業務を委託している場合は、委託契約書等の写し

委任状(委託契約書等に集金・管理業務の委託が含まれていない場合)

契約書の写しを添付してください。
(入居者ごとに必要です。)

代理納付実施にあたっての注意事項

代理納付は生活保護法に基づき実施するものです。

* 代理納付の対象となるのは、生活保護法による住宅扶助費です。共益費等は含まれませんので、入居者から直接徴収してください。

* 保護の状況により、家賃が全額納付されない場合もあります。

(共益費等や代理納付額との差額については、別途入居者から徴収してください。)

* 福祉事務所長が保護の変更、廃止等の決定を行い、既に代理納付した家賃について返還の必要が生じた場合は、速やかに返還をお願いします。

* 支払いは、当月分が毎月21日(金融機関休業日の場合は前営業日)に振り込まれます。